

令和元年度第1回手話言語施策推進協議会 議事録

事務局から人事異動等に伴い、7月1日に委員の改選を行ったため、静岡県手話言語施策推進協議会の委員を紹介した。

1 手話普及に関する取組について

事務局から配布した資料に基づき、手話普及に関する取組として、平成30年度の手話普及の取組実績、令和元年度の取組状況及び前回協議会での意見について説明を行った。

また、平成30年度に作製した啓発動画、学習動画ステップ1、ステップ2を視聴した。

(委員)

啓発動画は一般の俳優の方を起用して、県聴覚障害者協会が指導監修をした。音声が入っている部分があるが、これは聞こえない人の目線になったためである。

ステップ2の学習動画の補足説明をする。これは、ほぼ編集する時間がなく、1日で作成したが、評判がよく良い出来になっている。ステップ1、ステップ2、啓発動画、それから市町の名前、静岡県の苗字トップ1から50まで、全てYouTubeで見ることができるので、またぜひ御覧いただきたい。

(委員)

資料の2ページ目の教育委員会の取組の2つ目に「条例の趣旨等を掲載したリーフレットの作成、配布」とあるが、現物はどのようなものだったのか。

(委員)

A4、1枚のカラーのリーフレット。コピーを回すので見ていただきたい。

(委員)

同じく教育委員会への質問で、教職員に対する手話に関する研修の対象は特別支援学校の教員か、それとも普通の一般の学校の教員か。

(委員)

特別支援学校の教員を対象としたもので、主に聴覚特別支援学校の教員が中心になっている。昨年の2回目の協議会でも説明している内容となるが、全国手話研修センターや筑波大学附属聴覚特別支援学校の研修に県から教員を派遣

している。また、県内３校の聴覚特別支援学校では、年間を通して計画的に手話に関する研修を盛り込むよう取り組んでいるところ。

(委員)

今の話は前回伺って承知しているが、これを拡大する計画はあるか。

(委員)

研修の拡大については、今後検討していかなければいけないと捉えている。ただ、手話について、きちんと知識や技能を得るため、特別支援教育課の職員についても、県庁内で行われる手話研修への参加を呼び掛けており、今後その辺のところはさらに広げていけるようにしていきたいと考えている。

(委員)

今の関連で、教職員が手話を学ぶ目的、また学んだ後に子どもに手話をとあるが、今後の計画はあるか。

(委員)

学校の中でも手話を学ぶ機会というのはこれまでと同様に作っていき、その指導ができる教員をきちんと育成するということで、取り組んでいるところ。

(委員)

先日、聴覚特別支援学校に行き、学校を拝見したが、手話を教える時間が特になかった。口話を見てというだけで、手話を学ぶ雰囲気になかったので、私は非常に心配しながら見ていた。

(委員)

学校のことは、少し状況がわからないので、確認しておきたいと思う。

(委員)

先ほどの動画をはじめ、手話のすそをを広げる、とても素晴らしい活動がいくつか紹介されていて、とても嬉しく思う。皆さん、今、教育のことに関心が高いのは、子どものうちから手話に触れたり、聴覚障害者の方と関わったりする機会がとても大事なものだと考えている。

そこで、特別支援学校と小・中学校との交流や生涯学習の機会があるか、増えているのかいないのか、状況を教えてほしい。

もう一つ、三重県では、条例をきっかけに学校設定科目で手話をやっている県立高校が、７校も８校も増えているという。静岡県の高校の中でも、そういう取組があるのか、把握されていたら、御紹介いただきたい。

(委員)

まず交流及び共同学習については、聴覚特別支援学校に限らず全ての特別支援学校で、学校間交流、地域交流等を行っている。

それと従前から取り組んではいたが、今年度から、より居住地の学校との交流が進めやすくなるよう副次的な籍（交流籍）を各市町の教育委員会に作って、それを活用した交流及び共同学習を全県で実施している。今、手元に資料がないので、どこの学校が何人かはわからないが、副次的な籍を設けたことによって、これまでやってきた居住地校交流の参加者に比べると、その数は、各段に多くなってきている。

2つ目の県立高校への学校設定科目に手話を、ということについては、私は把握していないので、お答えできない。

(委員)

手話学習動画ステップ1「手話にふれてみよう」、ステップ2「ミニドラマにチャレンジ」を、私も何回か見させていただいた。関係するものとして、手前みそだが、よくできている、わかりやすいと思っている。2つ提案したいと思ったのは、動画をYouTubeにアップしたが、中にはYouTubeが見られないように、ロックをかけている子もいる。小さい時から、健聴の子どもはもちろん、ろうの子どもが自分の母語となる手話に触れることは非常に大事なことだと思うので、手話と触れ合う場をぜひ作っていただきたい。併せて、せっかく作ったので動画を県職員、各市町の方はもちろん、学校やその他のところで見られる環境にぜひ整えていただきたい。

(事務局)

色々な機会を通じ、動画を見られるように、という意見ありがとうございます。県の障害者支援局の入口に、動画を繰り返し流しているコーナーがある。また、県庁内のLAN回線で視聴できる環境を整えるのも可能かと思う。具体的な方法はまだないが、色々考えてみたいと思う。

(委員)

先ほどの委員の御質問については、当協会の方が把握していると思うので、答えさせていただく。静岡県内では、2つの高等学校、8つの大学、短大、専門学校で手話の授業をやっており、私どもの方から講師を派遣している。特に、特徴的なのは、2020年を意識しているのか、観光系の専門学校が非常に熱心に手話を学びたいということで、生徒も授業数も増えている。

(委員)

今の情報を聞いて、実は、例えば、三重県でも観光ツーリズムということで、

観光地や旅館、ホテルが手話を受付窓口で、先ほどの啓発動画のレストランに現れた女性のように、ほんとに簡単な会話でも、入り口として、そういう手話対応ができたり、複雑なものになれば、筆談等の場合もあるだろうが、興味、関心のある専門学校やそういう科を設けているところが、更に職域とつながっていくと更に可能性が高いものになると思って聞いていた。

いいコンテンツを持っていたても、知っている人や身内は見られるけど、それ以外の方が視聴する機会が少ないのは、勿体ない。コンテンツの出し方など、多分、静岡県も色々なイベントがあると思うが、そういうところで、いかに一般の県民に入り込んでいただくかが、これから一番大事なることかと思う。

<10 分の休憩後、再開>

2 今後の手話普及施策の推進について

事務局から、協議事項の「今後の手話普及施策の推進」として、「手話であいさつを」運動について、説明を行った。

(委員)

県民向け手話講習会を担当している。今までの手話の講習会は、どうしても、福祉サイド寄りで、ろう者をどう支援していくかということと手話講座をセットにしたものが多かったが、現在行っている県民向け手話講習会は、福祉の部分は少し脇に置き、手話は言語ということを広める講習会で、全く違うつくりである。手話言語条例をなぜ作らなければならなかったのかと考えると、日本では、長く手話は教育で禁止され、そして一般の人たちの誤解も解く必要があった。その背景から手話言語条例を、手話が言語であるということを広めていこうということで、条例ができた。一般の方からは、手話は世界共通なのかとか、文法は日本語どおりかと聞かれる。手話は独立した言語であり、日本語とは、全く違う体系、文法を持っている。そのことを県民向けの手話講習会で伝えている。しかし、私どもだけでは、広めていくのに、力不足を感じている。より多くの方にこの講習会を受けていただくため、委員の方の中で各企業にこういう講習会を周知していただくことは可能か。

先日、開催した県民向け手話講習会で、企業の方に熱心に聞いていただき、質問も多くあった。その質問の中に、障害のある方と付き合うのに、特別気をつけることはあるか、どう気を使ったらいいかというものがあった。私は、配慮は必要だけれども、遠慮はしないでくださいと答えている。そうしないと、障害のある方とない方との間に、距離が生まれ、溝ができてしまうため、まず、そこは気にしないでくださいという話をしている。このように、今までと全く違う講習会を進めていくのに、講習会をやったところからは好評を得ているが、

この講習会を広めていくため、ぜひ、市町や経営者協会から周知していただきたい。

(委員)

今、話のあった周知については、私どもでは、年に10回位、会員企業に案内を配布する機会があり、県や国の機関からリーフレットやチラシの配布同梱依頼がある。その他、ホームページに掲載することもできる。また年に4回ほど、大きな催事があり、そこでチラシを配布できる。9月に東部、中部、西部で会員交流会の予定があり、静岡で150人位、西部の浜松と、東部の富士で、80人位、合計300人位の会員の方、経営者や経営幹部の方が参加され、そこでチラシを同梱配布することも可能。チラシを見たが、県民向け手話講習会のように、裏面に申込票の記載があると良い。

また、9月に障害者の県民会議があるが、当協会から、静鉄ストア様を推薦させていただいた。静鉄ストア様は、障害のある方への取組が非常に盛んで、朝礼の前に手話練習をやるなど、店員の皆さんが色々勉強されていると聞いている。このように、静鉄ストア様、昨年表彰されたマックスバリュ東海様などのスーパー様は、障害のある方への対応を積極的に考えている。

(委員)

手話講習会の案内について、各団体への案内は可能。当方でも、団体と言っても、いろんな団体があるが、どのような団体か問わず、紹介させていただく。ただ、手話講習会の中身、所要時間がどのくらいなのか、何人くらいから受けていただけるのか伺いたい。

(事務局)

企業管理者向け研修については、所要時間は概ね1時間から1時間半ということで考えているが、先方の希望に合わせて30分からでも対応したいと考えている。また、人数については、20～30人を想定しているが、こちらも臨機応変に対応したいと考えている。

(委員)

県民向け講習会もできれば、1時間半から2時間の講習時間をとっていただきたいが、45分でも対応したいと思う。今まで一番多いのは、1時間半。

ある会から8月に依頼があり、おそらく150人位で、大変多くの方に聞いていただくチャンスがある。昨年度実施した団体などは、30人位だったが、大変に熱心に聞いていただいた。人数については、特に何人からということはなく、お受けする。

(委員)

3 ページの下の手話あいさつ運動推進員の派遣について、開催予定回数が 10 回程度、それからその下の手話講習会を開催する企業、団体等に講師を派遣するのが、7 回開催予定と書いてあるが、これまでの話を聞いていると、回数が増えそうな気がするが、増えても大丈夫か。

(事務局)

全体では 30 回の予定であるが、今現在、開催が決まっているのが 7 回という記載をしている。

(委員)

質問になるが、県の事業のため、どちらかと言えばトップダウンだが、条例第 5 条には市町との連携協力という項目がある。つまり、市町からのボトムアップ、県と市町の連携協力はどういうところにあるか。

県が一生懸命手話を普及する運動に取り組んでいて、私たちも地域でそれなりの仕事をしているが、なかなか連携となると難しいところがある。先ほど話しのあった、経営者から広めていくという取組とても素晴らしいと思う。地域で県の活動をもっと行き渡らせるという視点で市町との連携について伺いたい。

(事務局)

御意見ありがとうございます。県だけが旗を振ってもだめで、地域と一緒になって取り組んでいかなければいけないという、非常に貴重な御指摘だと思う。県の今の状況としては、先ほども「手話であいさつを」運動の様々なイベントへの派遣というところで説明したが、条例のない市町で啓発活動をやるという取組を進めている。条例のある市町では、啓発など自主的に取り組んでいる部分もあるので、県としては、まずは条例のない市町に力をいれていきたいと思っているが、今後は、条例のあるなしに関わらず、市町と連携しながら進めていきたいと思う。

それから、先ほどの委員の質問で、回答漏れとなった手話あいさつ運動推進員の派遣については、10 回程度と記載しているが、実はこれから委託に出すため、具体的な回数はまだ明確になっていない。

(委員)

先ほど来、前段の報告も含めて、県にひとつ条例ができたことで県の施策が色々紹介されている。また教育現場でも、かなり色々なことに取り組んでいただいている。現在、市町の条例が制定されているのは 10 あまりで、やはり、市町が一番住民に身近な自治体であるという位置づけのため、まず、市町で条例をつくる必要性は非常に大きいと思う。そうすると、より細かい住民レベルでの

普及、あるいは先ほど、施策の中で、県の聴覚障害者団体に、色々な委託がされていて、非常に御苦労されていることがわかるが、市町レベルで条例を作ることにより身近に手話が普及していく気がする。もちろん、市町レベルで条例を作るまでのスキルやレベルには差があるだろうが、市町レベルで条例化し、普及していかないといけないと、非常に感じる。県があいさつ運動として、条例のない市町に派遣していただくのは、結構なことで、それも大事。事務局が言われたように、市町のレベルでやっていただくためにも、ぜひ県としての施策としては、市町の条例制定をすすめる施策についてより一層御努力いただきたい。

(事務局)

委員に言っていたように、福祉の色々なサービスもそうだが、実施主体は障害福祉に関しては、基礎自治体である市町が実施している。そのため、先ほどのイベントなども、条例のある市町では、色々な取組がその自治体で行われるということもあるので、県としても、そういったところにも支援し、普及を進めていきたいと思う。

(委員)

9月23日は、手話言語の国際デーだが、どのようなPR、取組があるのか。例えば、県庁やシズウエルで、横断幕や垂れ幕を掲示する場所を活用し、PRするのが良いと思っているが、いかがか。

(事務局)

御提案ありがとうございます。

資料4の8ページ、「手話であいさつを」運動のところに、具体的に記載がなくすいません。今年度のPR事業、イベントへの派遣など「手話であいさつを」運動にかかる業務を委託するということで進めている。その中で9月23日の手話言語の国際デーを中心に1週間位、重点取組期間という形でやる案もでている。

(会長)

委員の皆様から「手話であいさつを」運動について、貴重な意見をいただいた。今回、皆様からいただいた意見を参考に、県では、「手話であいさつを」運動を推進していく方針とのことだが、このことについて、賛同いただけるか。

(一同異議なし)

御賛同いただけたということで、ありがとうございます。

本日、予定していた議題は、これで終了となるが、せっかくの機会のため、それぞれの立場から、最近感じていることが何かあれば発言いただきたい。

3 その他

(委員)

冒頭で委員から手話言語条例は福祉の狭い領域から脱却して、人権という広い視点で取り組んでいるという話があった。その話を受けて、委員の話を聞くと、県内市町が、手話言語条例に前向きに取り組んでいただけると本当に良いと思った。浜松市が手話言語条例を制定した時、静岡新聞がとても元気のいい社説を書いていた。県内の市町も積極的に取り組んでほしい。浜松市は手話言語条例の先にある、情報コミュニケーション保障についても視野にいれているという内容だったと思う。私たちが求めているのは、手話言語条例にとどまらない、もっと広いもの、お互いが通じ合える、そんな社会になれば良いと、この協議会で、思いを強くしている。

(委員)

「手話であいさつを」運動が各地で開かれたり、手話が言語として広まっていく、また小学校や中学校でも手話を広めていくと思ったとき、今の聴覚特別支援学校の現状を考え、ろうの子どもたちが手話を学べる場所がきちんと確保されていないというのがすごく残念に思う。手話を広めるにあたって、大人のろう者が聾学校では手話を学んでいなかったということを伝え、皆さんびっくりされる。今、言語である手話ということ、聞こえない子どもたちがきちんと手話を学べたり、手話で授業を受けられるという広がりがもっと強くなれば良いと感じている。

(会長)

時間になったので討議を終了する。県は、協議会で出た意見を踏まえ、今後手話の普及促進について鋭意努力していただきたい。それでは、進行を事務局にお返しする。

(事務局)

最後に補足させていただく。先ほど配布した、企業管理者向け研修の御案内と県民向け手話講習会に参加しませんかというチラシについて、まず県民向け手話講習会に参加しませんかというチラシは、裏面に平成30年度と記載されているが、令和元年度についても、同じ形で開催している。ホームページでも、新年度の様子をダウンロードできるので、御覧いただきたい。それから、企業管理者向け研修については、裏面に申込票を作成し、ダウンロードできるようにしたいと思うので、またそちらも御確認いただきたい。

以上